

特殊貨物船舶運送規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 含水液状化物質運搬船の認定
- ② 手続根拠 : 特殊貨物船舶運送規則第27条
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 認定を受けようとする場合
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : 特殊貨物船舶運送規則第33条
- ⑦ 添付書類・部数 : 一般配置図等
(最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式 : 含水液状化物質運搬船認定申請書(第9号様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特殊貨物船舶運送規則
- ② 標準処理期間 : 検査終了後2日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

第9号様式

含水液状化物質運搬船認定申請書

殿
年 月 日

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所

印

特殊貨物船舶運送規則第27条第3項の規定により申請します。

船種及び船名	船舶番号	総トン数	
含水液状化物質を積載する船倉	規則第19条の規定により保持すべき乾げん	横傾斜の復原に使用するバラスト・ポンプ	
		名称	能力
			トン/時

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。